

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県教育委員会 福島県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則
- 福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則
- 福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県立中学校学則の一部を改正する規則
- 福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
- 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令
- 高等学校通信教育規程第三条第一項の規定により協力校を指定する件

福島県教育委員会

福島県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会聴聞規則（平成六年福島県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

- 2 第二条の見出しを「（聴聞の通知）」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 条例第十五条第四項（条例第二十二條第三項及び条例第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る

電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

附 則

（教育総務課）

福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則

福島県立図書館利用規則（昭和三十五年福島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第十五条―第二十一条」を「第十五条」に、「第二十二条」を「第十六条」に、「第二十三条」を「第十七条」に、「第二十四条―第二十六条」を「第十八条―第二十条」に、「第二十七条―第三十一条」を「第二十一条―第二十五条」に、「第三十二条」を「第二十六条」に、「第三十三条」を「第二十七条」に改める。
 - 第六条第二項中「利用票（第一号様式）」を「館長が別に定める利用票」に改める。
 - 第九条中「利用カード（第二号様式）」を「館長が別に定める利用カード」に改める。
 - 第十条第一項中「利用カード申込書（第三号様式）」を「館長が別に定める利用カード申込書」に、同条第五項中「利用カード再発行願（第四号様式）」を「館長が別に定める利用カード再発行願」に改める。
 - 第十五条を次のように改める。
- （利用の方法）
- 第十五条 団体貸出の利用の方法その他必要な事項は、別に館長が定める。
 - 第十六条から第二十一条までを削り、第二十二条を第十六条とし、第二十三条から第二十七条までを六条ずつ繰り上げる。
 - 第二十八条第一項中「委託申込書（第八号様式）」を「館長が別に定める委託申込書」に、同条第二項中「委託引受証（第九号様式）」を「館長が別に定める委託引受証」に改め、同条第二十二條とする。
 - 第二十九条を第二十三條とし、第三十条から第三十三條までを六条ずつ繰り上げる。
- 第一号様式から第九号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(社会教育課)

福島県立高等学校の通学区区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県立高等学校の通学区区域に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の通学区区域に関する規則(昭和二十五年福島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中 「田村高等学校」を「田村高等学校」に改め、同表8の項中 「勿来高等学校」を「勿来高等学校」に改める。

学校 「勿来高等学校」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立福島商業高等学校の項中

会計ビジネス科	二四〇人
---------	------

を「五二〇人」に改め、同表福島県立伊達高等学校の項中「六〇〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立本宮高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」

に改め、同表福島県立郡山高等学校の項中

四〇〇人	八〇人
二〇〇人	四〇人

を

一六〇人	八〇人
------	-----

三二〇人	一六〇人
------	------

に改め、同表福島県立須賀川創英館高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に

改め、同表須賀川桐陽高等学校の項中「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立白河高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立修明高等学校

文科	四〇人
文理探究科	八〇人

を「文理探究科」に改め、

同表福島県立石川高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立田村高等学校の項の次に次のように加える。

福島県立あぶくま柏鵬高等学校	全日制 (単位制)	総合学科	三二〇人	田村市
	全日制	普通科	一六〇人	

別表第一福島県立船引高等学校の項及び福島県立小野高等学校の項を削り、同表福島県立会津高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立喜多方高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立喜多方桐桜高等学校の項中「二一五人」を「二一〇人」に改め、同表福島県立会津西陵高等学校の項中「四四〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立南会津高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立平商業高等学校の項を次のように改める。

福島県立いわき商業情報高等学校	全日制	流通ビジネス科	二四〇人	いわき市
		普通科		

情報システム科	八〇人
オフィス会計科	八〇人
情報ビジネス科	四〇人
会計ビジネス科	四〇人
IT科	四〇人
普通科	一六〇人

別表第一福島県立いわき総合高等学校の項中

六四〇人	一六〇人
------	------

を

六八〇人	八〇人
------	-----

に改め、同表福島県立勿来高等学校の項中「二二〇人」を「二二〇人」に改め、同

表福島県立勿来工業高等学校の項中「二二〇人」を「一一五人」に改め、同表福島県立四倉高等学校の項を削り、同表福島県立相馬総合高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立小高産業技術高等学校の項を次のように改める。

福島県立小高産業技術高等学校			
全日制			
機械科	一一〇人	南相馬市	
電気科	一一〇人		
産業革新科 (環境化学 コース)	六〇人		
産業革新科	六〇人		

(電子制御 コース)	
産業革新科 (ビジネス バイオニア コース)	一一〇人

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 条例第十五条の三第一項に規定する子育て部分休暇を受けるとき。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県立中学校学則の一部を改正する規則

福島県立中学校学則(平成十八年福島県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表福島県立安積中学校の項中「六〇人」を「一一二〇人」に改め、同表福島県立会津学鳳中学校の項中「二四〇人」を「二二〇人」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第九号

福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福島県立特別支援学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表福島県立猪苗代支援学校の項の次に次のように加える。

福島県立みなみあいつ支援学校		
高等部	中学部	小学部
普通科		
町 南会津郡南会津		

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（特別支援教育課）

福島県教育委員会訓令第一号

教 育 庁
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 学 校 以 外 の 教 育 機 関

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

11 職員は、子育て部分休暇（条例第十五条の三第一項に規定する子育て部分休暇をいう。）を受けようとするときは、庶務システムに子育て部分休暇に係る子の氏名その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、子育て部分休暇簿（様式十号の三））により、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。ただし、規則第二十条第五項各号に掲げる事由に該当することとなった場合には、速やかに庶務システムに養育状況の変更の事由その他所要事項を入力すること（特定職員にあつては、養育状況変更届（様式十号の四））により所属長に届け出なければならない。

様式第十号の二の次に次の二様式を加える。

様式第10号の3(第8条関係)

(第1面)

子 育 て 部 分 休 暇 簿

申出対象期間	年度		
所属	職員番号	氏名	
1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
2 申出	申出年月日 年 月 日	申出の内容 (①又は②を記入)	<申出の内容(変更後の内容も共通)> ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき条例で定める時間(10日相当*)を超えない範囲内 * 下記職員以外 77時間30分 * 定年前再任用短時間職員及び任期付短時間勤務職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間
3 変更(第1回目)	変更年月日 年 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情 ※特別の事情の有無 (有又は無を記入) ※確認欄 所属長の 確認欄
3 変更(第2回目)	変更年月日 年 月 日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情 ※特別の事情の有無 (有又は無を記入) ※確認欄 所属長の 確認欄
4 備考			

(注)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 子育て部分休暇の申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)(写しでも可)を添付すること。
- 満9歳に達する日後の最初の4月1日以降にある障害児(者)(※)について請求する場合には、障害者手帳、医師の診断書、障害福祉サービス受給者証その他の障害の状況が分かる書類(写しでも可)を添付すること。
(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害児(者)で、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病等患者をいう。
- 第1号部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 第1号部分休暇の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。
- ※印の欄は職員本人は記入しないこと。
- 特別の事情とは、(1)配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、(2)配偶者と別居したこと、(3)申出時に予測することができなかった事実が生じたことのいずれかを指す。変更が必要な事情が(1)～(3)に該当するかを所属で判断の上、有又は無を記入すること。
- 備考の欄は、連絡先等を必要に応じて記入すること。

第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間			請求 月日	※確認欄		備 考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 間		所属長の 確認欄		
1	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
2	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
3	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
4	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
5	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
6	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
7	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
8	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
9	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
10	月 日 から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			

(※印の欄は職員本人は記入しないこと。)

第1号子育て部分休暇の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理 番号	子育て部分休暇の承認の取消しの期間				※確認欄		備 考					
	月	日	時	間	所属長の 確認欄							
1	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
2	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
3	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
4	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
5	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
6	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
7	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
8	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
9	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			
10	月	日から	月	日まで	時	分から	時	分	まで			

(※印の欄は職員本人は記入しないこと。)

第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合

(第4面)

年度

取得可能な年度内の第2号子育て部分休暇の時間数 時間 分

整理 番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間		請求 時間数	残時間数	請求 月日	※確認欄		備 考
	月 日	時 間				所属長の 確認欄		
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			

(※印の欄は職員本人は記入しないこと。)

様式第10号の4(第8条関係)

養育状況変更届		
福島県教育委員会		年 月 日
		所 属 職員番号 職 名 氏 名
下記のとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。		
1 養育していた子	氏名(続柄等)	()
	生年月日	
2 承認を受けていた期間 (延長期間を含む。)	年 月 日から	年 月 日まで
3 変更の事由 (該当するものに○を 付けること。)	ア 産前休暇に入った イ 出産した ウ 子が死亡した エ 子と離縁した オ 養子縁組が取り消された カ 家事審判事件が終了した キ 養子縁組が成立しないまま里親への委託が解除された ク 子と同居しなくなった ケ 負傷等により養育できなくなった コ 託児できるようになった サ その他 ()	
4 事由の発生日	年 月 日	
5 職務復帰についての 所属長の意見	年 月 日	所属長 氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 変更の事由を証する書類(死亡届、休暇(欠勤)願、出生証明書等の写し)を添付すること。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県教育委員会告示第一号

高等学校通信教育規程第三条第一項の規定により協力校を指定する件(昭和四十一年福島県教育委員会告示第二号)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十七日

福島県教育委員会

表中「福島県立船引高等学校」を「福島県立あぶくま柏嶋高等学校」に改める。

(高校教育課)